

看護師特定行為の包括同意について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める 38 行為となっています。この行為は、特定行為研修を修了し専門的な知識・技術を身に着けた看護師だけが、実践可能な診療の補助行為です。看護師による特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じて適切な医療をタイムリーかつ迅速に提供することにあります。

特定行為の実施について

当院では、この研修を修了し、さらに病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、9 行為の特定行為を実施しています。

当院で実施している特定行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する薬剤の臨時的投与

特定行為実施に対する同意について

特定行為実施へのご協力に関しましては、この記載（文面）による包括同意をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意頂けない場合は、相談窓口（南館 1 階 新患受付窓口）までお申し出ください。ご同意頂けない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることは一切ありません。個人情報につきましては、適切に管理いたします。

特定看護師に関するご意見やご質問がございましたら、主治医や看護師、お近くの職員へお気軽にお尋ねください。